平成２７年（フ）第７７号
神奈川県藤沢市弥勒寺１丁目20番８号　ハイツ矢沢Ａ201
債務者　細入　亜希
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７８号
横浜市泉区下和泉３丁目20番35号
債務者　矢島あづさ
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９０号
横浜市港北区樽町１丁目20番26号　フルーツ共和国201
債務者　佐藤　玄
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１号
東京都西多摩郡日の出町大字平井2522番地１　シティハイム日の出103号
債務者　並木　一至
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１９５７号
横浜市保土ケ谷区境木本町12番23号　ビューハイム境木Ａ棟101号
債務者　齋藤　實
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１６３号
神奈川県伊勢原市桜台３丁目12番３－201号、申立時の住所神奈川県大和市桜森１丁目６番15号　アノンテラス大和402号
債務者　大内　雅樹
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１６４号
神奈川県伊勢原市桜台３丁目12番３－201号、申立時の住所神奈川県大和市桜森１丁目６番15号　アノンテラス大和402号
債務者　大内由紀子（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目12番２号
債務者　森　聡
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３８号
岡山市南区松浜町７番40号
債務者　立花　佳文
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３号
長崎県南島原市南有馬町甲2088番地、前住所長崎県大村市富の原２丁目465番地３　レビュービレッジＢ102号
債務者　井関泰太郎
1　決定年月日時　平成27年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午前10時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑90番地ハイツＭ203
債務者　川田　太
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８０号
北海道旭川市宮下通18丁目右３号
債務者　海馬　清美
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７号
沖縄県中頭郡中城村字南上原717番地１　丸勝マンション412号
債務者　饒平名太子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第４６７３号
大阪市西淀川区出来島３－２－76　リバーガーデン出来島1006号室
破産者　井上　純一
1　主文　当裁判所が平成26年11月26日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「大阪府箕面市桜ケ丘１丁目12番４号」とあるのを「大阪市西淀川区出来島３－２－76　リバーガーデン出来島1006号室」と更正する。
2　決定年月日　平成27年１月28日
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１２６０号
札幌市東区伏古７条２丁目７番１号　コーポ727－105号
破産者　川島　正有
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部